

第1回宮城県自動車小売業最低賃金専門部会 議事録

令和7年9月24日（水）午後3時00分
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

桑原委員、柳井委員

労働者代表

泉委員、井上委員、長澤委員

使用者代表

飯野委員、片倉委員、鈴木委員

補佐 ただ今から、令和7年度第1回宮城地方最低賃金審議会宮城県自動車小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の専門部会は公開となっております。また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、ご了承願います。

委員の方々の出席状況を報告いたします。

小幡委員が欠席ですので、

公益代表委員 2名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 3名

以上 8名の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する第5条第2項により会議が成立していることをご報告いたします。

本日は、第1回の専門部会ですので、部会長が選出されるまで、事務局で議事を進行させていただきます。

専門部会委員は、資料1のとおりでございまして、9月16日付けで発令をさせていただきました。

基準部長

労働基準部長の川越でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

資料1の名簿により、各委員の方々を、御紹介いたします。

公益を代表する委員の方々ですが、

桑原（くわはら）委員でございます。

柳井（やない）委員でございます。

労働者を代表する委員の方々ですが、
井上（いのうえ）委員でございます。
泉（いずみ）委員でございます。
長澤（ながさわ）委員でございます。

使用者を代表する委員の方々ですが、
飯野（いいの）委員でございます。
片倉（かたくら）委員でございます。
鈴木（すずき）委員でございます。

事務局の紹介をさせていただきます。
内海賃金室長補佐です。
兼平賃金指導官です。
洞口専門監督官です。
伊藤賃金調査員です。
以上、どうぞよろしくお願ひいたします。

補 佐 議事に入ります前に、労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

基準部長 宮城労働局労働基準部長の川越でございます。委員の方々におかれましては、大変お忙しい中、専門部会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、専門部会委員に御就任いただきましたことに重ねて御礼を申し上げます。

さて、宮城県自動車小売業最低賃金の改正につきましては、7月25日付で自動車総連宮城地方協議会杉山剛様から改正の決定の申出がございました。

これを受けてまして、宮城労働局長から改正の必要性の有無について、7月31日の第2回宮城地方最低賃金審議会に諮問をさせていただき、その後、8月26日に開催された第4回宮城地方最低賃金審議会において、宮城県自動車小売業最低賃金について改正することを必要と認めたとの答申をいただきました。この答申を受けまして、同日付で宮城県自動車小売業最低賃金の改正について諮問をさせていただき、専門部会で御審議をいただくことになりました。本日はその第1回目として開催させていただいたところでございます。

委員の皆様方には忙しい中、御面倒をおかけすることになりますが、慎重かつ十分なご審議をお願いしたいと存じます。特定最低賃金の改正などにつきましては、皆様ご存じのとおり、関係産業の労使の合意を基本理念としております。ぜひとも全会一致の結論になるよう切にお願い申し上げます。また、可能であれば早期結審につきましてもご配慮いただきますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

補 佐 次に、議題（1）部会長及び部会長代理の選出について、労働基準部長から提案させていただきます。

基準部長 提案いたします。最低賃金法第25条第4項で準用する、同法第24条第1項及び第4項の規定により、「専門部会の会長及び会長の代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」とこととされています。
本県におきましては、例年、専門部会の公益委員の皆様で協議していただいた結果をお諮りするということにしていますが、本年度もこの取扱いでよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

基準部長 それでは、公益委員の皆様で協議いたしました結果について御報告いたします。部会長に柳井委員、部会長代理に小幡委員ということで、御承認をいただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

基準部長 御承認いただきましたので、部会長に柳井委員、部会長代理に小幡委員が選出されました。ありがとうございました。

補 佐 それでは、部会長と部会長代理から、ごあいさつをお願いいたします。

部 会 長 ただ今部会長に選出されました柳井と申します。これから公正な決定になるよう努めてまいりますのでよろしくお願ひいたします

す。

この特定最低賃金につきましては、関係労使のイニシアチブによって設定されるべきものとされております。本年の当専門部会におきましても、この理念を尊重して、審議を行っていきたいと思います。また、自動車小売業を取り巻く状況を基に、真摯な議論をお願いしたいと思います。繰り返しになりますが、部会長として、公正で公平な審議に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

補 佐 部会長が選出されたので、これから議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

部会長 それではお手元の次第の方をご覧になってください。

議題（2）宮城県自動車小売業最低賃金専門部会運営規程について、事務局から説明願います。

基準部長 資料2を御覧ください。

今年度も宮城県自動車小売業最低賃金専門部会を設置したところですので、併せて運営規程も定める必要がございます。内容は昨年度のものと同様ですが、専門部会運営規程（案）のとおりでよろしいでしょうか、お諮りいたします。

部会長 専門部会運営規程（案）に関しまして各委員の皆様には何か御意見等はございますか。

よろしいですか。

委員 （異議なし）

部会長 それでは案のとおり運営規程を決定することにいたします。

続きまして、最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取について、事務局からご説明をお願いします。

基準部長 最低賃金法第25条第5項の規定による関係労使の意見聴取につきましては、9月9日（月）締切りで公示を行ったところです。この結果、意見の提出はなかったことを報告します。

部会長 特に意見が提出されなかつたとのことですので、審議を勧めさせていただいてよろしいですね。それでは関係資料の説明につい

て、事務局からお願ひします。

指導官

それでは私の方から説明させていただきます。

ではまず資料番号3をご覧ください。

こちらは、本年7月31日に開催された第2回本審の資料と同じものでございます。第2回本審においては、特定最低賃金の必要性の有無について労働局長から諮問していたところですが、その際の審議資料となります。

ここで改めて、特定最低賃金の制度について簡単に説明いたします。

特定最賃につきましては、労使いすれかから特定最賃の新設、改正、廃止等の申出があり、その必要性の有無について審議会で審議し、全会一致で改正等の必要性ありと決議された場合に、改正金額の審議に入ることとなります。

本年3月に、それぞれの産業の労働組合から、改正の申出を行う旨の意向表明がなされ、資料番号3「令和7年度宮城県特定最低賃金改正の申出状況」のとおり、去る7月25日に、それぞれの労働組合から宮城労働局長に対し改正の申出がありました。

自動車小売業は公正競争ケースによる申出となります。

なお、特定最賃の決定等に係る申出要件については、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会答申の運用方針に規定されています。

公正競争ケースにおける要件は、当該最低賃金の適用を受ける労働者の3分の1以上の同意があり、その全部または一部を代表する者による申出であることとなっています。

以上、自動車小売業については、改正申し出の要件を満たしており、去る7月31日の第2回本審において、宮城労働局長より、改正の必要性の有無について審議会に諮問したところであります。また、これを受けて、去る8月26日開催の第4回本審において、改正の必要性の審議が行われ、同日、審議会長より改正の必要性ありとの答申を頂いております。

この答申を踏まえまして、同日、宮城労働局長より、特定最低賃金の改正について、審議会に諮問し、本日の専門部会を開催するに至っております。

自動車小売業は、適用労働者数8,450人の53.7%に当たる4,537人がその申出に合意しております。

それでは次に資料4をご覧ください。資料4は、宮城の特定最賃業種別の、労働協約における賃金の最低額となっております。

宮城の自動車小売業は、時間額で 1,194 円となりますので、改正する場合の特定最低賃金の上限はこの金額となります。

それでは次に資料5について、こちらも資料3 同様 7月31日に開催された第2回本審の資料と同じものです。

適用労働者数については、常に変動するものであります。例年、審議の前年の12月1日時点の数値を用いております。

事務局では、最新の令和3年経済センサスの活動調査における事業場数及び労働者数から、最低賃金に関する基礎調査等により把握できた最低賃金が明らかに適用されないと考えられる事業場数や廃止事業場数、適用除外労働者数等を除くなどして推計しました。

具体的には、適用除外労働者として、年齢が18歳未満65歳以上の者、勤続期間が雇入れ3月末満であって技能習得中のもの、業務要件が清掃片付け等軽易な業務に該当する者の数を全労働者から除外するという方法を探っております。

その結果、自動車小売業は、適用事業場数が787事業場、適用労働者数は、8,450人となります。

資料5については以上でございます。

では次に資料6をご覧ください。

資料6につきましては、宮城県特定最低賃金の適用業種（自動車小売業）を対象とした令和7年の最低賃金に関する基礎調査結果の資料になります。

この調査はサンプル調査で事業所を一定の割合で抽出し、提出のあったデータを復元するというデータ処理をしております。

それでは資料中の4ページをご覧ください。

こちら対象労働者数は、全部で6,127人となり、昨年の5,929人と比べやや増加しております。

未満率を見ると、3.0%で昨年の1.7%と比べ1.3ポイント増加しております。

女性やパート労働者の未満率が高くなっていることが認められます。

5ページ～7ページは自動車小売業をさらに細かく分類したものです。5ページが新車小売り、6ページが中古車小売り、7ページが自動車部分品、付属品小売業の総括表です。

未満率は、いずれも昨年度の結果よりも上昇しております。

各属性別の特性値は、表のとおりです。

次に8ページの影響率表をご覧ください。宮城県最賃の引き上

げ額と同じ65円の加算額における影響率は10.17%となっております。

9ページ～12ページは労働者の属性別の特性値のグラフです。

第1・20分位数や第1・10分位数をみると、女性、パートのところで低く、最低賃金近傍にあることがわかります。

13ページは自動車小売業全体および各細分類ごとの特性値のグラフです。相対的に中古車と自動車部分品の第1・20分位数と第1・10分位数が低い状況となっております。

14ページは男女別・年齢別の特性値のグラフです。

また15ページ～17ページは地域別と男女別の最低賃金額および各特性値の推移です。

18ページは未満率の推移です。全地域での未満率は、令和元年以降おおむね1～3パーセント台で推移しております。

資料6については以上です。

続きまして資料7をご覧ください。

こちらも資料6と同じく、令和7年最低賃金に関する基礎調査結果の資料になりますが、こちらは「宮城県の地域最低賃金」を対象とした調査報告書になります。

こちらは、地域別最賃の専門部会で提出した資料でございまして、地域最低賃金における調査結果との比較ができるように、参考としてお付けしております。

従いまして、内容説明については割愛させていただきます。

続きまして、資料8以降の資料についてですが、本年8月26日に開催した第4回本審における「宮城県特定最低賃金の必要性審議」の資料とほぼ同じ構成、内容でございますが、一部統計データについては、最新データに更新しておりますことを申し添えます。

内容については、第4回本審でも、内容を説明させていただきましたが、本日は本審の委員ではない方もいらっしゃいますので、改めて自動車小売業を中心説明いたします。

資料8は、特定最低賃金改定状況についてであります。

1ページは、宮城県の最低賃金決定状況について、平成27年から令和6年までの10年間分の推移をグラフで示したもので。宮城県最賃と宮城県の特定最賃が折れ線グラフで示されておりまして、県最賃の引き上げにならって特定最賃も上昇していることがわかります。

2ページは、3つの特定最賃と宮城県最賃の引上額の比較になります。

7ページと8ページは、山形県を除く東北5県で設定されている自動車小売業最低賃金の決定状況となります。

7ページの折れ線が決定状況の推移、8ページの棒グラフが引き上げ額の各県の推移となっております。

11ページは、自動車小売業の「適用事業場数」と「労働者数」の推移を示したものです。

第2回本審の際に、今年度の適用事業場数と労働者数を報告いたしましたが、それらを含め、平成27年以降の推移をグラフ化したものです。

資料8は以上となります。

続きまして、資料9の「賃金関連統計」に移ります。

自動車小売業のデータとグラフは8ページと9ページになります。

自動車小売業については、この業種としての賃金構造基本統計調査のデータがないことから、職種のデータである「自動車営業職従事者」の男女計のデータを載せています。

9ページは、宮城に加え、隣接する福島、山形、と全国の「自動車営業職従事者」の所定内給与額の推移のグラフになります。

なお、いずれのデータも、調査のサンプル数が少ないため、年によりばらつきが出ております。

資料9については以上となります。

次に資料10の「事業動向関連統計」について説明します。

3ページ～5ページは、宮城県の「自動車新規登録台数」の推移です。P3ページは軽自動車を除いたもの、P4ページは軽自動車のみ、P5ページはそれらの合計となっております。

その中のまず3ページの軽自動車を除く自動車の新車登録台数ですが、こちらは新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年以降、5%を超える減少が続いておりましたが、令和5年は17%超の大幅な増加となりました。令和6年は、このように大幅に増加した前年との比較で約9%の減少となりましたが、本年1～6ヶ月期の対前年同期比では約9%の増加となっております。

中古車の方は令和2年以降、1から4%の減少が続き、令和6年は2%超の増加となしましたが、本年1～6月での対前年同期比では約3%の減少となっています。

次に4ページをご覧ください。軽自動車のデータになります。

軽自動車のみの新規登録台数ですが、新車については、令和2年から令和3年は減少傾向、令和4年から令和5年は増加傾向、令和6年は減少傾向と、増減を繰り返す傾向となっております。直近の本年1～6月での対前年同期比では約34%の増加となって

おります。中古車についても、同様に増減を繰り返す傾向がみられ、本年1～6月での対前年同期比では約15%の増加となっています。

6ページ以降は、鉱工業生産指数の推移となります。

鉱工業生産指数、及び業種別である「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス工業」、「電気機械工業」、「情報通信機械工業」の全国と宮城の鉱工業生産指数の推移を載せています。

各月の指数は「季節調整済指数」となっています。審議の参考としていただければと思います。

資料11「雇用情勢関連統計」に移ります。

1ページは、求人倍率の推移となります。上が有効求人倍率、下が新規求人倍率です。宮城の有効求人倍率を御覧いただきますと、年単位でみると、コロナの影響もあり落ち込みがみられた令和2年以降はゆるやかな上昇傾向にありましたが、令和6年は1.25倍と、令和5年と比較して低下しております。

新規求人倍率についても、年単位ではおおむね同様の傾向となっております。

3ページからは、直近のデータということで、宮城労働局が発表している「一般職業紹介状況」の令和7年7月分の集計結果を載せております。

最後に、資料12「経済情勢」になります。

1ページは消費者物価指数の推移となります。表の左側が年平均、右側が令和6年5月以降の数値となります。

仙台市と全国の「持家の帰属家賃を除く総合」での消費者物価指数の推移となります。令和2年を100として指数を表しております。

仙台市は、令和4年から全国平均を上回り、全体として右肩上がりで上昇しています。

2ページ以降は、直近の宮城県内の経済情勢関連資料を載せております。

審議の参考としていただければと存じます。

資料説明は以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か確認或いはご質問等はございますでしょうか。

飯野委員

今年初めて参加するものですから、数字を教えていただきたい

のがございまして、資料4にですね、自動車小売業の労働協約における賃金の最低額が、時間給で1,194円というのがあるんですけれども、この数字というのは資料3の後ろの方の添付資料3の(1)で「賃金の最低額の定めに関する労使間協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳」ということで、いわゆる最低賃金を労働協約で締結されているこの5社の中のいずれかの時間単位の一番低いところの数字という理解でよろしいでしょうか。

指導官 そのとおりでございます。

飯野委員 もう1点教えていただきたいのですが。

資料6ですね、4ページを見ていただくと、最低賃金に関する基礎調査結果と書いてありますて、上の方の女性とかパートのところ、第一・二十分位数ですから多分下から5%ぐらいでいいでしょうか、990円とか980円という数字になっているのですけれど。特定最賃の1,036円を下回っているというのは、これはいわゆる、その業界にいらっしゃる方でも特定最賃の適用は受けないが地域最賃の適用を受けている方という理解でよろしいですか。それとも単純に特定最賃を下回っている方がいらっしゃったという数字と受け止めてよろしいのでしょうか。

指導官 基礎調査の結果につきましては、事業場内に特定最低賃金が適用されない方、適用が除外される方がいらっしゃいますが、そのような方は除いて集計しております。ただ、例外といいますか最低賃金の減額特例の申請をして許可を受けている事業所については除外されていないという形になってございます。

飯野委員 そうすると、そういう障害をお持ちの方とか一部そういう適用されない方、申請があって許可された方の数字という理解でよろしいですか。

指導官 結論としましては2種類の数字になるかと思います。一つは最低賃金の減額特例許可を受けてらっしゃる方、あるいは先ほど委員がおっしゃったように本来なら特定最低賃金で支払われるべきなのに支払われていない方、その2種類のいずれかということになろうかと考えられます。

飯野委員 はい。よくわかりました。ありがとうございました。

部会長 重要なご質問ありがとうございました。ほかにございますか。

委員 (質疑等なし)

部会長 では進めさせていただいてよろしいでしょうか。それでは、議題（3）宮城県自動車小売業最低賃金の改正に係る審議に入りたいと思います。

最初に労働者側からお聞きします。審議に当たっての基本的なお考えなどについて、説明をお願いします。

井上委員 今年の春闘は、全体の環境として、経済の好循環に向けて実質賃金を「持続的」に引き上げていく必要性について、政労使が一致した認識を持ち合わせた中での取り組みになったと考えております。

特に自動車総連としては、自動車産業は我が国の基幹産業であり、春闘の結果が日本経済に与える影響は大きいことから、自動車総連に集う全ての組合が日本経済の牽引に向けて 取り組みを進めるとの認識のもと取り組みを進めてまいりました。

2024 年度の四輪の国内販売は約 442 万台ということで、前年比でマイナス 7.5%となりましたが、今春闘の自動車総連の販売部門の賃上げの全国平均は額にして 12,130 円、全国 520 組合中 499 組合、約 96% の組合が改善分、いわゆるベアですね。こちらの方を獲得しまして、その改善分(ベア)の平均額が 9,021 円となりました。

県内の自動車総連の販売部門の賃上げ妥結状況は、宮城県内 16 社の平均総額で 10,846 円の妥結となっております。

なお、この平均総額 10,846 円、半数以上の企業でいわゆる定期昇給額を文言回答、「定期昇給分+改善分(ベア)」というような回答をしているので、定期昇給分を実際の額に換算すると平均総額はもっと高くなるという事はご理解いただければと思っております。

自動車産業において喫緊の課題である人材の確保・流出防止については、国内全業種において年々深刻な状況となっていることからも、産業の生み出している付加価値、または仕事の質・内容に相応しい水準の特定最低賃金を確立していくかなければならないと考えております。

アルバイトなどの募集賃金に代表される地域別最低賃金と同程

度の水準では、自動車の販売やサービス、そして自動車整備等といった高付加価値業務を担う人材の確保もままならず、将来にわたる自動車産業の競争力の源泉を失いかねないと考えております。

また、高い付加価値生産性を生み出す自動車産業において、不当に低廉な賃金が横行することは、産業内の公正な競争環境を阻害し、自らの高い付加価値生産性を毀損することにも繋がりかねないと考えております。

自動車総連の取り組みにおける賃金改善分、いわゆるベアの獲得状況を見ると、自らが目指すべき賃金水準や足下の物価上昇による実質賃金の低下から労働の価値を守るために、全国で力強い回答を引き出したという結果になっております。

こうした組織労働者の賃上げの結果を踏まえ、労使交渉の手段を持たない未組織労働者・非正規雇用で働く仲間に対しても、特定最低賃金の枠組みを通じて、自動車総連の春闘結果を幅広く波及させることで、産業全体の労働条件の底上げ、そして格差是正に繋げていく必要があると考えております。

特に販売は人で成り立っている業界であり、将来を担う優秀な人材を確保していくためにも、産業・企業の魅力を高めていく必要があると考えております。

そして業界のさらなる発展・維持をしていくためにも、本特定最賃の上積みが必要であると考えている事を申し上げまして、簡単ではございますが労働者側の基本的な主張とさせていただきます。

部会長

次に使用者側からお聞きします。審議に当たっての基本的なお考えなどについて、説明をお願いします。

鈴木委員

今年度の最低賃金も「政府の方針」や「物価上昇による生計費への影響」等をから、全国的に大幅な引き上げとなりました。

宮城県における最低賃金も一昨年の「40 円」昨年の「50 円」に続き、今年度は「65 円」と、大幅に引き上げられており、「中小企業」や特に「小規模事業者」等にとって、既に支払い能力を超え、廃業に追い込まれるケースもあるのではないかと危惧しています。

また「自動車小売業」では「先の見えないガソリン高」、「新車価格の上昇」、「慢性化している新車納期の長期化」等々、不安要素が非常に多く慎重に対応しなければならないと考えております。

まず、宮城県内の「新車新規登録台数」は、平成2～3年頃をピークに減少が続いております。

「度重なる消費税率の引き上げ」「自動車メーカーによる不祥事」更には「新型コロナウイルスのパンデミックによる逆風」等が続き、新車の販売台数は回復の兆しが見えません。

また皆様ご承知の通り自動車業界を取り巻く環境は近年大きな転換期を迎えております。

「市場の成熟化」や「少子高齢化による販売台数の減少」「若年層のクルマ離れ」等、構造的な課題が明確になる一方で、「販売チャネルの再編」、「アフターサービスの重要性の高まり」「EV・自動運転技術の進歩」、更には「CASE・DXの加速等」、変革の波は業界全体に押し寄せており、一層厳しさを増しております。

新車においては、新車販売の収益悪化の原因となる独特の商慣習があります。

消費者が「数万から数十万円の値引き」を求めるという事です。また業界もそれに応じている現状がございます。

従来から新車の購入に際し「値引きは当然」と考える風潮があり、更に「値引きの情報」はインターネットや雑誌等にあふれており、「値引き」に拍車をかけています。

かつてはメーカーからの「販売奨励金」があり、それを値引きの原資にする事もございましたが、現在は減少傾向にあります。そう言った理由から収益を圧迫しています。

そもそも「値引き」は、販売会社の身を削る行為ですが、消費者側が「値引き」を交渉の材料とする場合も多く、非常に厳しい状況ですが止むを得ず応じている実態があります。

一方で、新車の仕入価格は「新技術投入による開発費の上昇」、「原材料や人件費の高騰」等により値上がりしています。

メーカーは販売競争力を維持することを目的として販売価格の上昇を極力避ける傾向にあります。

小売価格も仕入価格もメーカーが決めており、値引きをする事で販売会社の利益幅が削減され、より厳しい状況に立たされております。

一方、中古車業界に目を向けてみると近年、益々輸出が活発になりタマ不足の状況は深刻化しております。

新車の登録から5年程経過した、いわゆる良質車の流通価格が高騰しております。

特に日本国内ではガソリン価格高騰の影響から、ハイブリッド

車の人気が高まる傾向にございますけれども、海外でもハイブリッド車の人気は高く、円安の影響も相まってタマ不足は深刻な状況にあります。

「良質な車を適正な価格」で消費者にお届けするべく努力を続けるものの、流通価格の高騰は、中古車業界に深刻なダメージを与え、特に小規模事業者にとっては、廃業に追い込まれるのではと危惧しております。

自動車販売業界においても「人手不足」は例外ではありません。

10年前であれば「整備士養成校を卒業して2級資格を保有していることが募集する最低条件」とされていましたが、近年は普通高校に通う「無資格の高卒者」を採用し整備士として育成する企業も多くなっています。

整備士養成校に代わり、給料を支払いながら育成するケースにおいても、最賃の対象となる事から、高卒者の採用を控えることに繋がり、業界全体の魅力が失われるのではないかと心配しております。

人材確保のため「初任給」や「時給」を上げていく事は、自然な流れであり、それは企業間の競争として自由に行うべきですが、「最低賃金の強制的な引き上げ」は、小規模事業者の廃業や高卒者の採用控え等に繋がり、労働者側にも悪影響を及ぼすのではないかと心配しております。

そもそも、最低賃金については「未満率が守られているか」の問題があります。

「特定最低賃金」を設定しているからには実態を伴う必要があり、更には当該最低賃金の対象となる範囲、金額が適正なのかを考える必要があります。

制度が始まった平成元年当時から、多数の業態を抱えている中で「一律に自動車小売業とするのは問題である旨」を毎年提案しております。

自動車小売業を取り巻く環境は、日々大きく変化している中で「新車ディーラー」「自動車整備業」「中古車販売店」「カー用品店」等々「別業種」と言っても過言ではなく、これらに対し「一律に適用」と、する考え方には、合理性が感じられません。

また「労働」に対する考え方や雇用形態も多様化しています。

制度が始まった平成元年当時から見ると趣味等に重点を置く労働者が増加しています。

一方で、配偶者の「扶養の範囲内で働きたい」と考える労働者がいる事も事実です。

むやみな最低賃金引き上げは、労使間における労働時間等のミスマッチを招きかねず、自動車小売業界での労働の機会を失う恐れがあります。

御承知のように最低賃金は最低限の賃金を保証する「セーフティネット」であり「賃金の引き上げ」や「消費の拡大」といった政策を目的としたものではないと考えます。

経営状況に関わらず、一律に適用される「最低賃金」は、それを下回れば、罰則の対象になる等「通常の賃金引き上げ」とは異なる性格を有しています。

収益が拡大した企業は「賃金引上げ」に取り組むべき事は言うまでもありませんが、経営状況が芳しくない企業があるのも事実です。

経営状況に格差がある中、近年のような大幅な上昇が続ければ経営状況が芳しくない企業にも一律に適用され、非常に難しい判断を迫ることになり、労働者としても避けたいであろう「失業」に繋がりかねません。

最低賃金の影響を受けやすい中小企業等が置かれている経営状況を十分に踏まえた審議が必要で、引き上げ幅については慎重に判断されるべきと考えます。

使用者側としては、継続的な賃上げの必要性を否定するものではございませんが、不安定要素を多く抱える当業界におきましては「節度ある賃上げが必要である」と考えております。

一社でも多くの企業が従業員とともに、現在の厳しい経営状況を乗り越えて、その先の「成長と分配の好循環」を生み出していくためにも、今は労使協力して「事業の継続」と「雇用の維持」を優先すべきであると考えます。

従って、最低賃金の引き上げは「最低限に抑えるべき」と考えるところです。

最後に労働者側の意見を拝聴し、真摯に対応する所存でございますが、自動車小売業が置かれている状況を勘案頂いた審議を求めるものでございます。

部 会 長

ありがとうございました。ただいま労使それぞから審議に当たっての基本的なお考え、構造的な問題とか現状を踏まえてお話しいただきました。続いて労使それぞから今の段階での具体的金額及びその根拠について、説明をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

- 井上委員 お時間をいただければありがとうございます。
- 部会長 では一旦休会したほうがよろしいですか。それでは専門部会を一旦休会したいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せを行ってください。
- 委員長 よろしいでしょうか。
- 委員 (異議なし)
- 部会長 それでは休会とします。
- ～ 休会 ～
- 部会長 専門部会を再開します。労働者側、使用者側、それこれから提示額、現在の宮城県自動車小売業最低賃金の時間額 1,036 円に対する引き上げ額、その根拠について主張を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 各委員 (異議なし)
- 部会長 それでは最初に労働者側からお聞きします。打合せ後の具体的金額などについて、ご説明をお願いします。
- 井上委員 それでは金額提示をさせていただきたいと思います。資料 4 の一番最終ページ、労働協約の賃金最低額が今年度は時間額 1,194 円という数字がございますので、先ほど申し上げた高いスキルやモラルというものが求められる業界である以上、この金額になるように提示したいところですけれど、現在の自動車小売業の最低賃金、特賃からいくとプラス 158 円となります。
- これはちょっと単純に考えてもあまりに無謀だろうと思っております。
- ただ、今年の地域最賃の加重平均が 1,121 円になっております。どこの県でたとえば整備をしても同じスキルを求められる業界である以上は、せめてこの加重平均に届かないと優秀な人材の確保もままならない。人材の流出にも歯止めがかからないだろうということもありますので、この全国加重平均の 1,121 円をベースに、85 円の引上げを提示させていただきます。

部会長

はい、85円引上げ、1,121円ですね。続きまして使用者側からお聞きします。打合せ後の具体的金額などについて、ご説明をお願いします。

飯野委員

今お話を聞いて、なるほどなとうなずける部分ももちろんあるんですけども、県内の実情については先ほど基本的主張で述べさせていただいたとおりで、非常に厳しいという状況にあります。

おっしゃるとおり地域最賃、非常に上がりまして、プラス65円ということで、大幅な上昇ということなんすけれども、1,038円という数字は昨年に続いて、一時的にせよ自動車小売業の特定最賃を上回っていると、それぐらい大きな上げ幅だったというふうに理解をしております。

じゃあその賃上げ原資を確保するためにはどうするかということになりますと、価格転嫁と生産性向上が不可欠だというのは労使間で異論はないことだと思います。

そのうち価格転嫁については、先ほど基本的主張でも述べさせていただいたとおり、新車の販売価格というのはそもそも小売業者さん、ディーラーさんの方で決めることができないということがありますし、仕入れ価格もメーカーさんの方で決められているので、価格転嫁自体が難しいということがございます。それから中古車についても一部人気車種とか希少性ということで販売価格が上昇するというケースもありますけれども、仕入れ価格が高騰すればその分利幅が減っていきますので、なかなか価格転嫁というのは業界として難しい業界という特徴があるかと思います。

では、生産性向上はどうかということになります。当然、販売価格の引上げが難しいので、そうすると販売数量を増やすか購入コストを削減するかのいずれかになります。販売数量については、先ほど来の資料にあったとおり、全体としては減少傾向にあるかと思います。平成の初期のころ14万台、今は8万台ということで、当時の6掛けくらいの販売台数まで落ち込んでいるということを考えると、なかなか数量で稼いで売上を拡大することが難しいということがあります。じゃ購入コストを減らすということになると、人件費以外ということになりますが、仕入れ価格、車の仕入れ価格というのはもちろん高騰しておりますのでこれも難しい。ということになると、最悪の場合は事業所の廃止、縮小とかですね。それから賃金の削減ということになってしまふと、賃上げのためにそういうことになれば本末転倒ということになるので、な

なかなか生産性向上といつても取組が難しいという状況かなと考えております。

こうした業界が置かれた状況を考えますと、現在の 1,037 円というのもかなり、数字としては厳しいのかなと考えておりまして、正直現状維持でお願いできれば非常にありがたいのですけれども、特定最賃は地域最賃を上回るという、それが前提での審議になりますので、大変申し訳ないのですけれども新しい地域最賃の 1,038 円に 1 円上乗せさせていただいて、プラス 3 円、1,039 円ということで最初、ご提示させていただきたいと思っております。なかなか苦しい状況をご理解いただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

部会長 そうするとプラス 3 円ということですね。今の段階で、労働者側、使用者側から提示がございましたが具体的金額には、大変大きな隔たりがありますので、ここで専門部会を一旦休会としたいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行いたいと思います。
よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

部会長 それでは休会といたします。

～ 休会 ～

部会長 それでは専門部会を再開します。労働者側、使用者側、それから提示額、現在の宮城県自動車小売業最低賃金の時間額 1,036 円に対する引き上げ額、その根拠について主張をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

部会長 それでは最初に労働者側からお聞きします。打合せ後の具体的金額などについて、ご説明をお願いします。

長澤委員 色々議論いたしまして、金額ですが据え置きの 85 円というと

ころで、再度お願いしたいと思います。

理由としては、先ほどの値引き等も含めて車の供給が届いていない中で、なかなか値引き交渉やサービスについても人員が少ない中で無料で提供するような整備というのは今はなかなか行われていないという中で利益の確保に努めているということでございます。

また、学卒初任給の金額が1,194円という最低賃金より進んでいるところではございますけれども、その額から下げているということも含めてこの金額で進めさせていただければと思います。

部会長

ありがとうございました。続きまして使用者側からお聞きします。打合せ後の具体的な金額などについて、ご説明をお願いします。

飯野委員

最初の金額に開きがありすぎたということがありまして、我々も若干歩み寄りをしたいと考えております。

プラス8円の1,044円を提示したいと思います。今ほど1,194円という数字のお話があったかと思いますが、労働協約を締結されている会社さんということなんですね。

今回、地域最低賃金がかなり上がったということもありますし、使用者の方で心配になって、各社の初任給とか労働時間とか独自に聞き取りをさせていただきましたところ、労働協約は締結していないのですけれども、今回改正決定の申出があった組合さんが所属する企業の中で初任給が17万円台のところもあってですね、それを時間単価で割り返すと1,044円という数字、これ直接確認している訳ではないのですが、いただいた客観的なデータから算出するとそういう数字になりました。

通常は初任給を含めて春の春季労使交渉協議の中で、賃金テーブルというのは決めていると思うので、もしこれを上回る特定最低賃金で決めるとなりますとその会社さんはもう1回賃金テーブルの見直しが必要になってくるので、ちょっと影響が大きいかなと思っております。

もちろん労働協約ではないので、かつ、賃金の引上げですから不利益変更でもないということで、そんなに難しいことでもないかもしれません。とは言っても春先の協議で決めた賃金テーブルを再度見直す可能性が出てくるということもありましたので、まずはそういうことから1,044円という数字を一旦提示させていただきたいということです。

- 部会長 ありがとうございました。ただ今労働者側はプラス85円据え置き、そして使用者側はプラス8円ということで、額的に見ますとかなり開きがあるということになります。続けてやってもいいんですけれどもかなり大変ですよね。しかもそれぞれ組織を代表していることもあるとかと思いますので、一旦お持ち帰りいただくということでどうですか。
- 委員 (異議なし)
- 部会長 そうしましたら本日はこれ以上の進展は望めないと思われますので、今日は一旦終了とさせていただきます。
労使それぞれのお立場はあるでしょうが、当専門部会は、それぞれの歩み寄りにより妥当な結論を出すということが使命となっています。
それぞれ、本日の審議経過を踏まえ、再度ご検討をいただき、次回の審議に臨んでいただきますようお願ひいたします。
よろしくお願ひいたします。
その他、事務局から何か連絡事項はありますか。
- 補佐 事務局としましては、先日ご案内しておりますとおり、第2回を9月29日(月)午後1時30分から、第2回で結審しない場合には、第3回として10月7日(火)午後2時からの開催を予定しております。
- 部会長 事務局から説明がありましたとおり、次回、第2回専門部会を9月29日(月)13:30からこの会議室で開催いたします。
- 部会長 以上をもちまして、本日の審議を終了します。ありがとうございました。

(閉会)